

不法投棄廃棄物の処分に対する支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 行為者不明等により放置された廃棄物で、不法投棄の誘発や地域の景観に支障がある等の理由により廃棄物の撤去が行われる場合に、その原状回復が円滑に進められることを目的として支援を行う。

(支援内容)

第2条 滋賀県が実施する「地域協働原状回復事業」により撤去される不法投棄廃棄物の処分について支援する。

2 支援内容は、クリーンセンター滋賀に搬入される産業廃棄物に対して、その埋立処分の費用を免除することとする。

(受入要件)

第3条 受入廃棄物は、クリーンセンター滋賀搬入要領（以下「搬入要領」という。）に定める受入基準に適合する産業廃棄物とする。

2 受入廃棄物は、排出場所から直接クリーンセンター滋賀に持ち込まれるものに限り、中間処理後の産業廃棄物は除く。

3 受入量は、年度内で各地域合計200トンを限度とする。

(委託契約)

第4条 第2条に規定する処分費用の免除を受けようとするときは、次に掲げる書類を添え、当該産業廃棄物の排出事業者が搬入要領に定める廃棄物処理委託契約の申込を行うこと。

(1) 地域ごみ対策会議の採択通知の写し

(2) 原状回復実施場所および搬入対象産業廃棄物の写真

2 理事長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに産業廃棄物処理委託契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第5条 クリーンセンター滋賀は、当該産業廃棄物の搬入があったときは、受領書を交付するとともに、委託業務が終了した後、業務終了報告書（マニフェストD票）を提出するものとする。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めることができる。

付 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。